会 議 録

会議の名称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開催年月日	令和2年6月3日(水)
開始・終了時刻	午後3時30分 から 午後5時 まで
開催場所	岩木庁舎2階 会議室2
議長等の氏名	会長 中村 和彦
出 席 者	副会長 戸塚 学 委員 鍋嶋 正明 委員 大里絢子 委員 大湯 惠津子
事務局職員の職 氏 名	教育長 吉田 健 教育部長 鳴海 誠 学校教育推進監兼教育センター所長 三上 文章 学校指導課長 横山 晴彦 学校指導課長補佐 福田 真実 学校指導課指導主事 佐藤 耕人 学校指導課主幹 会津 聡子
会議の議題	・いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組・本市における「いじめ」に関する状況報告・弘前市学校危機対応緊急支援チームの概要、設置要綱の施行報告
会議資料の名称	・子どもの笑顔を広げる弘前市民条例~いじめや虐待のないまちづくりを目指して~行動計画 ・令和2年度弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・令和2年度いじめに係る報告書の状況

- ・弘前市学校危機対応緊急支援チームの概要
- ・弘前市学校危機対応緊急支援チーム設置要綱

会議内容

(発言者、 発言內容、 審議経過、 結論等)

会議概要

(議長)

「審議」については個人情報が含まれることが予想されるため、非公開とすることでよろしいか。

(異議なし)

(議長)

最初に、いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組について、 事務局より説明をお願いする。

(事務局)

「行動計画」「(1) いじめ防止基本方針①弘前市いじめ防止基本方針」について、いじめ防止対策推進法及び国、県のいじめ防止基本方針の内容を踏まえながら、市民総ぐるみで弘前市の子どもたちを守ろうという理念を示した、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例~いじめや虐待のないまちづくりを目指して~」及び本行動計画、「いじめ防止対策推進法に基づく取組」をもって、弘前市いじめ防止基本方針としている。

「(2)組織の役割・設置」について、「①ひろさき教育創生市民会議」において、例えば、「あいさつ運動、言葉をかけて見守る運動」等、いじめの未然防止に関わる取組について話し合い、市民の皆様から幅広くご意見、ご助言をいただきながら、市の取組や市民運動に生かすよう努めている。なお、市民会議は、「いじめ防止対策推進法」にある関係機関等との連携を目的とした、「いじめ問題対策連絡協議会」の役割を果たしている。

一方、「②いじめ防止対策審議会」、すなわち本審議会については、実際に起こったいじめへの対応の在り方等について、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門家からご意見やご助言をいただき、市や学校の取組に生かすことを目的としている。また、小・中学校でいじめの重大事態が起こった場合には、調査部会を組織して調査を実施する場合もある。こちらについては後ほどご説明する。

いじめやいじめの疑いに係る情報を把握した際、学校は教育 委員会に報告・相談するとともに、緊急の会議を開催し、情報 の迅速な共有や関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援 体制、対応方針の決定、保護者との連携等、組織的な対処に努 めている。なお、各学校から報告されたいじめの状況について は、後ほど報告する。 いじめ重大事態の発生時、学校が調査主体となる場合について、調査結果を本審議会に報告するので、その際は様々なご助言をいただきたい。教育委員会が調査主体となる場合について、本審議会に調査部会を組織し、調査を実施することとなるため、その際はご協力をいただきたい。

(議長)

質問・意見は。

(委員)

「行動計画」は、市のホームページでダウンロードできるのか。

(事務局)

市のホームページから教育委員会のページに移動し、ダウンロードできる。

(委員)

「行動計画」について、この1年間でアクセスはどのくらい あったか。

(事務局)

そこまで把握できていない。なかなか閲覧する方が少ないと いう感覚をもっている。

(委員)

子ども向けのものはあるのか。

(事務局)

抜粋した形で別に作成し、小・中学生に配布している。

(委員)

子ども向けのものもホームページでダウンロードできるのか。

(事務局)

現在整備中であり、まもなく閲覧することができる。

(事務局)

平成31年4月改定版となっているが、令和2年になっても 特に改訂はない。

緊急支援チームについては、昨年度要綱を作成したため、後 ほどご説明する。

(委員)

重大事態が発生した場合について、再調査委員会の外部委員 の構成は、その時に決定するのか。

(事務局)

固定ではない。今の流れだと、あらかじめ保護者の方と相談 の上、委員を決めるという方法を取っている。調査委員会の外 部委員について、紙面上では、このいじめ防止対策審議会の委員で構成するという形の書き方をしているが、今後は、いきなり再調査になる可能性もある。再度委員を選び直す可能性もある。

(委員)

青森市では、昨年度から重大事態の調査委員の構成の部分について変更している。

(事務局)

弘前市は、まだそこの部分は変更していない。青森市から聞くと、その方法が全国的な流れであり、教育委員会で決めた委員では保護者から不服が出て、もう1回やり直しになるとのこと。それを避けるために、話し合いながら委員を決めていくのが主流だと聞いている。

(委員)

調査のスピードの関係もあるため、最初に説明して特に不満が出ないのであればそれで調査する方法もある。

(事務局)

最初の段階ではこのメンバーで提案し、その中で異論が出て くるとまた相談することになるかと思う。

(委員)

「行動計画」について、子ども用のものにも相談窓口の連絡 先は記載しているのか。

(事務局)

抜粋した形で掲載している。市の窓口について紹介している。 (議長)

続いて、令和元年度の本市における「いじめ」に関する状況 報告について、事務局より説明をお願いする。

(事務局)

令和元年度のいじめの認知件数については、小・中学校を合計すると、直近の2年間は同程度で推移している。「被害児童生徒本人が苦痛を感じているもの」といういじめの定義が、教職員に浸透してきたものと捉えている。

いじめの態様については、小・中学校とも、「冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が最も多く、全体の半数以上を占めている。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の項目が多い。外形的には、軽微な事案も積極的にいじめとして認知している結果と捉えている。なお、小学校では、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」の項目が前年度

から増加している。また、中学校では、「軽くぶつかられたり、 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の項目と、「ひど くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の項目が増 加している。これらについては、国のいじめ防止基本方針に基 づき、けんかであっても背景にある事情の調査を行い、児童生 徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを積極的に判断 している結果であると捉えている。

いじめにより指導を受けた児童生徒の人数については、小・中学校の合計数を平成29年度から令和元年度までの過去3年間と比較すると、年々減少している。また、認知件数1件当たりの指導人数も、平成30年度から令和元年度にかけて減少しており、複数の加害者が関わる事案が減少している。

資料2については、学校がいじめやいじめの疑いを把握した 段階で、教育委員会に対して第一報として報告された事案を一 覧表にまとめたもの。表の欄外右側に示した※の印については、 学校が事案を把握した際、教育委員会への報告が迅速に行われ なかった事案であり、課題として認識している。早期に組織と しての適切な対応を進めるよう、様々な機会を捉えて確認して いく。

(委員)

どのくらい遅れたかは、表を見ただけではわからないのか。 (事務局)

はい。昨年度この形式でご指摘をいただいたため、今年度は「学校把握日」の隣に「委員会へ報告があった日付」という欄を追加した形式で、報告しようと考えている。

4月は担当が変わるなどして、報告が遅れたケースもある。

(委員)

どのくらい遅れているのか。

(事務局)

最大で3週間である。

(委員)

3週間以上のものを「遅れている」と定義しているのか。 (事務局)

いいえ。できれば、学校が把握してから3日以内にご報告い ただきたいとお願いしている。

4日以上のものを、遅れていると定義している。

(委員)

先ほどの「担当」というのは。

(事務局)

小学校では「生徒指導主任」、中学校では「生徒指導主事」、 それから教頭先生である。

報告の手続きについて、教頭先生が代わると、学校によって 生徒指導の主担当が報告してくる所と、学年の先生が報告して くる所がある。

(委員)

教育委員会への報告者は、学校によって異なるということか。 (事務局)

はい。

(委員)

報告の遅い学校は、昨年特定の学校名をよく聞いた気がするが。

(事務局)

先生方の認識として、きちんと報告書にまとめてから報告すれば良いと考えている所がある。本来の趣旨は、詳細がわからずともこういうことがあったと事実を報告するのが趣旨。しかし、パソコンにしっかりとまとめてからの報告になり、一部の学校でどうしても遅れてしまう。教育委員会からの連絡の徹底が年度初めにうまくいかなかったため、学校に指導し、後半はなくなった。

(委員)

事案が発生した時の、被害者と加害者へのアプローチについて、このようにしてくださいという教育委員会からの指導方針は、まとまったものはあるのか。

(事務局)

国の方針に則り、まずはしっかり事実を確認する。その後は 関係者の意見を集約し、きちんと保護者へも伝える。この手順 を踏むように指導・助言している。

(委員)

事態を把握した後の支援は、どの先生が、どのくらいのペースで行うことになっているのか。

(事務局)

あらかじめ作ってある各学校の組織で対応する。支援のための会議が開かれるペースは学校によってまちまちであるが、情報交換は毎月行われている。事案があった場合は即時組織が招集され、情報を共有し、対応の方針を決めていく。

(委員)

被害者と加害者に対する支援は具体的にどのようにしている のか。例えば担任の先生がするのか、それとも違う先生が対応 するのか。

(事務局)

ケースによるが、ほぼ担任の先生が中心になって対応に当たる。 学年の中で役割を分担して対応することもある。

(委員)

よく事案に出てきたのが、同じ人が加害と被害を対応すると、 贔屓していないのに贔屓していると思われたり、被害の方が言 いにくかったりなど、色々なケースが今まで報告されている。 そこを相談しやすい先生が対応に当たるなど、分けた方が相談 しやすいかと思う。被害の子が話しても、加害の子に先生が言 ってしまうのではないかと心配し相談しづらい。

中学校は教科担任等があり他の先生にも相談しやすいが、小学校の場合は相談のしづらさを本当に感じる。先生がこの子はこうなのだと思ってしまえば、何を言っても聞いてくれず、加害者の言いなりになったりするケースがある。

(事務局)

先生が一人で抱え込まず、報告をしてきちんと組織で対応するよう助言している。

(委員)

話を聞く人が分けられると、より解決が早い。担任の先生は やはり責任感が強いので、私が何とかしなければいけないと思 われると、そのような形になってしまう。

(事務局)

事実の確認の際には、分担して、それぞれの子どもに同時に 聞くことが多い。

(委員)

先ほど、加害者が複数のケースが少なくなったとあったが、 どのような背景があるのか。今までの取組で教育的な効果がう まく出てきて、集団で何かということに至る前に止める人がい るなど、大きくならずに済む状況があるのか。

(事務局)

1つは、生徒指導という狭い範囲ではなく、学校生活全般に おいてお互いに違いを認めましょうと、インクルーシブ教育等 で働きかけている。ある程度違いがあってもお互いによさを見 つけ合おうという雰囲気はできてきている。それにより、集団 で誰かをということはなくなってきている。

もう1点は、1対1のけんかでは、今までは暴力行為として 扱っていたものも、背景を調べたら相手の嫌がることを行って おり、いじめとしてカウントすることが増えたということもあ る。

いじめはやってはいけないもの、かっこ悪いものだという考え方が浸透してきている。誰かに引きずられてというケースは少なくなってきていると感じてる。

(委員)

ネット上でのいじめは潜在的にもう少しあるのではと思うが、今回も目立った数ではない。把握しきれないものが実際多いのか。嫌な思いをしていても先生や家族に伝えたりできない子どもがまだたくさんいるのか。

(事務局)

調査では、相談する人がいないという児童生徒が若干いた。 あとは概ね相談する相手が大人であったり、学校の先生、友達 となっている。何かあった場合には相談できる状態にはあるの かなと。ただ、その若干名がどうしているのか、実際に誹謗中 傷に遭っているのかは把握できていない。

(委員)

例えば何かそういう文章が来たとしたら、それをどこかに転送して相談できる機関は身近にあるのか。弘前市内の関係機関で。

(事務局)

教育センターに相談できる。転送というケースは今までないが、電話での相談で、直接保護者の方あるいは児童生徒から相談がある。

(委員)

言葉で説明するのはなかなか難しい。文章で来るメールの重みというものがある。嫌なメールが来た時など、子どもたちはプリントアウトしているだろうと思うが。

(事務局)

直接その画面を見せて、保護者や先生に相談というケースは 何件かある。

(委員)

そのような場合には、学校に携帯を持って行ってよいと言っ てあるのか。

(事務局)

はい。

(委員)

タブレットが配られるのは、小・中学生全部か。

(事務局)

はい。学校で使うのが基本だが、有事の際には貸し出しても

よいというもの。常に個々が持っているのではなく、基本は学校に置く。

(委員)

タブレットを持つとメールができるので、何かあるとすぐ先生に報告できる。困ったことを全部相談できる。貸し出しではなく、何かの時に使うということか。

(事務局)

基本は授業の中で使う。勉強のためのタブレットである。

(委員)

今後は勉強のためだけのタブレットではなく、情報共有のために色々使えそうな気がするが。

(事務局)

今は大学生が持っているのは当たり前だが、今後高校生、中学生、小学生も持つ流れである。ただ、公立の場合はインターネット環境がまだ整っていないので、貸し出しても家で使えないこともある。Zoomを使ってオンライン授業を行った公立の高校もあるが、小さい画面だとなかなか効率が良くなく、単発的な試験運用にとどまっている。私立ではタブレットを完備し家で実施している。その辺りの格差は出てきている。公立ではそうもいかない。

(委員)

子どもがよその家の軒下でオンラインゲーム等をやっている こともある。子どもは大人の先を行っている。

(事務局)

資料の報告では、件数が少ないものがあるが実際はこれ以上 だろうと推測される。調査の限界はある。今回学校が休校にな り、家にいる時間が多くなるとゲームをする機会が増え、それ に比例して SNS のトラブルも増えているはずである。

(委員)

有効に使うには、まだまだ課題がある。

学校が休みの間に、ゲームの中で友達と繋がっている。ゲーム機器を使ったインターネット接続もあるので、その辺りの把握と使い方の指導を、小さい時からしていくのが防止対策になるのでは。学校によると思うが、現在どのような形で指導しているのか。

(事務局)

どの学校でも、情報モラル教室を実施している。学校によって、低学年と高学年を分けて実施したり、保護者向けを実施したり、入学説明会で実施したりするなど、色々な機会に情報モ

ラルに関する指導が行われるよう工夫している。技術の時間に 教員が実施する学校、NTT など外部の社員を呼んで実施する学 校も増えている。また、各学校の担当者を集めて、教育委員会 でも研修会を実施している。

(委員)

その中で、ネット上のトラブルの相談先を伝えているのか。 また、実際何件ぐらいの相談があるのか。

(事務局)

相談先は伝えている。先ほどの教育センターでもよいし、県の方でもよい。様々な場所を情報提供している。相談件数は把握していない。

(委員)

携帯電話にフィルタリングをかけても、友達同士で親のふり をして書いて、解除することもある。

(事務局)

フィルタリングをかけて携帯電話を買っても、友達とやり取りができないと子どもに言われると親は外してしまう。また、 簡単に外せるので、外し方を分かっている人に子どもは相談してしまう。そこも含めて指導する必要がある。

(委員)

いじめの態様として、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなった要因は。

(事務局)

きちんと意思を伝えられなかったり、コミュニケーションを 上手く図れないため、カッとなってつい手が出てしまう。思う ように相手が理解してくれないため、相手が嫌がる行動を取っ てしまう。その1つとして、ぶつかる・叩くという行動に出る。 (委員)

以前もそのような傾向のある事案が出たと思うが、加害の方の状況は検討したのか。

(事務局)

はい。その都度状況を確認し、必要であれば教育委員会から、 保護者へ接し方などでアドバイスをしている。

(委員)

この方々がどのような傾向を持っているのか、事案に関わっている人数が多い場合どの子が課題になっているのかなど、調べられるとよいのかと思うが。

(事務局)

個別に報告書は作成し、把握に努めている。報告書を受けて、

学校へは個別にアドバイスしている。

(委員)

発達障害まではいかなくとも、そのような傾向のある方に加 害が多いのであれば、加害に対する支援の仕方が変わってくる。 実際カッとしやすい子どもたちがどういう子どもであるかが情 報としてあると、次の支援に生かせる。小さいころからそのよ うな傾向にあるのかなど、簡単でもよいのでまとめられると支 援の仕方に工夫ができる。いかがだろうか。

(事務局)

ほとんどの場合は学校側でも把握しており、対処の仕方はこれからも気を付けていくということで、確認はしている。

(議長)

最後に、弘前市学校危機対応緊急支援チームの概要、設置要 綱の施行報告について、事務局より説明をお願いする。

(事務局)

弘前市学校危機対応緊急支援チームとは、学校内外において、 いじめによる自殺や外部侵入者に代表される重大事件や事故等 が発生した場合に、まずは初動の3日間において、学校の混乱 を最小限に抑え、学習環境を回復し、事実解明を公正・客観的 に行うこと等を目的とした組織を指す。

支援対象は、「(1)児童・生徒の死亡や重大な傷害などの事件・事故(2)いじめ防止対策推進法に規定する『生命・心身・財産重大事態』(3)その他教育上著しく影響があると認められる生徒指導上の諸問題等」である。

支援内容としては、「(1) 危機対応に関する支援(2) 心身の健康の維持・回復に関する支援」を想定している。

チーム構成について、学校からの報告・相談・要請を受けた際には、市長の指示により、教育長が支援チームの統括に当たり、チームを当該学校へ派遣しチームの代表として指揮を執る。補佐役として教育部長・学校教育推進監・法務指導監が支え、校長への指示・助言に当たる。

支援内容のうち、主に危機対応支援には、教育委員会各課の職員が保護者やマスコミの対応・教員サポート・関係機関連携の支援に当たる。心身健康の維持・回復・支援には、外部専門家である医療関係者や臨床心理士を始めとして、状況に応じて市長部局健康増進課から保健師・臨床心理士等、こども家庭課から家庭相談員等の協力を得て、児童生徒やその保護者の個別ケア等に当たる。

なお、学校からの要請がなくても出動することを想定してい

る。

いじめ防止等対策審議会の皆様には、外部専門家の人選など随時ご助言をいただければと考えている。

設置要綱第4条にあるように、支援チームの派遣は3日以内 を基本として、外部専門家には第5条にある謝金及び旅費を支 給することとしている。

この要綱は令和2年4月1日から施行である。昨年度から対策審議会において、様々ご意見をいただいたことを基にして施行するところまでたどり着けた。今後とも、本審議会と緊急対策支援チームの連携を図って参りたい。

(委員)

事実関係の早期把握について、支援内容(1)(2)が前提になると思うが、これは誰が中心になって行うのか。校長先生への指示・助言は、先に事実関係を把握していないとできないだろうし、ケアについても結局事実が先に来ると思われる。

(事務局)

基本的には、学校において把握したことを報告として受ける。 よってここのスピード感が重要となる。3日以内としているが、 できる限り即日動く。

(委員)

事実関係がきちんとわからないと、例えば校長先生が失言を するようなことがあるだろう。正しい事実関係の把握がきちん とできていないと難しい。

(事務局)

ここで想定している死亡や重大な傷害は、すぐに学校にも教育委員会にも情報が流れるため、新聞記者が入ってもきちんと対応できるよう、指導や助言する体制を取って学校に派遣する。その中で、医療関係者や臨床心理士等の要請が必要な場合は、市長が任命しチームとして動く。まずは教育委員会の職員が学校に向かい、情報を集めるところからだと思う。

(委員)

事実関係については早めに法務指導監に話し、あとは法務指 導監として疑問を持つところが出てくると思うので、そこは早 めに調べていただければと思う。

心の支援は後追いになってくるが、実際何かあった際に誰に 頼むと明日明後日すぐに学校に来てくれるのか。

(事務局)

窓口が教育センター職員なのかということになるが、例えば 臨床心理士は県の学校教育課に連絡し、また、学校に配置され ている心の教室相談員もいるので、その方にお願いする。あと はどちらが早いかということになる。

(委員)

今のうちに、ここに電話をかけるとすぐに明日来てくれるな ど、こういう場合にはこうするという約束はしているのか。

(事務局)

緊急派遣というシステムがあるので、県教育委員会に報告するとカウンセラーを派遣してもらえるようになっている。県に電話をすると、市で直接連絡を取ってくださいと言われる場合もあるし、県から連絡をして派遣する場合もある。早い方で動く。

(委員)

滞りなく動けるのか。

(事務局)

スクールカウンセラーをお願いする時に、学校への派遣だけ を引き受けるという方と、緊急の対応にも参加できるという方 を分けて確保している。

(委員)

マスコミ対応など難しい場面があるが、それは主に誰が指導するのか。

(事務局)

学校指導課が中心になる。話してもよいことなど想定を作成する。

(委員)

マスコミ対応のシミュレーションはできているのか。

(事務局)

パターンはあるが、状況に応じて変わってくるため意見を出 し合いながら進めていく。

(委員)

校長先生は必要な時だけ発言し、教育委員会が主導するなど、 対応のマニュアルはできているのか。

(事務局)

マニュアルはないが、打合せをする。一緒に教育委員会が入る場合もあれば、校長だけの場合もある。マスコミの方は、現場の声を聞きたいということであまり教育委員会が入ることを好まない。公表できることとできないことはあらかじめ打合せをする。教育委員会は、終わってからマスコミから質問を受けたりすることもある。